

平成元年

広報

うえだ

5/16

第 1031 号



主な内容

記念事業がスタート……………2・3

春の叙勲と褒章、8人が受章……………4

水道料金が変わります……………6・7

下水道使用料金を改定……………9

カメラレポ……………10・11

市民ガイド……………12～14

● オープニングセレモニー

市制70周年記念事業の開幕を告げる「オープニングセレモニー」が4月23日、上田公園の市民会館前で開かれました。真田武者行列の出陣式のほか、風船上げや放鳩、古式銃の演武などが行われ、オープニングに彩りを添えました。その後、小学生の鼓笛隊を先頭に真田武者行列などが目抜き通りをパレードしました。





# 記念事業がスタート

——オープニングセレモニー行われる——



▲小学校鼓笛隊の伴奏にあわせて  
市中パレード(市庁舎前で)

▶記念事業開幕にあたってあいさ  
つする永野市長

▼市民会館前は人並みでぎっし  
り、盛大に行われました



▶海野町日曜広場では上田染谷丘高校など  
のブラスバンド部が彩りを添えました



市制七十周年記念事業の幕明  
けを宣言するオープニングセレ  
モニーが四月二十三日、市民会  
館前で行われました。姉妹都市  
などからの招待客、関係者など  
約二千人が参加(＝表紙写真)。  
記念事業の開幕を宣言したあ  
と、永野市長、松野市議会議長  
がいさつ。来賓代表の中西鎌  
倉市長は、「姉妹都市の契りを  
結んではや十年。これまで、市  
民の間で活発な交流が行われて  
きた。上田市のご好意に感謝し  
ている。今後とも長くおつきあ  
いを」と述べました。

また、真田まつりの出陣式、  
大阪堺鉄砲研究会による古式銃  
の演武もあわせて行われ、オー  
プニングを飾るにふさわしいス  
タートとなりました。

その後、上田駅までの市内目  
抜き通りをパレード。「祝・市  
制施行七十周年」の横断幕を持  
ったボーイスカウト隊を先頭に、  
小学生の鼓笛隊、上田市と姉妹  
都市の代表を乗せたオーブнка  
(四台)などが続きました。総  
勢五百人を越えるパレードに、  
訪れた市民や買い物客らで市内  
はにぎわいました。





▲大阪堺鉄砲研究会（稲富流）による古式銃の演武。  
迫力ある銃声が公園内に響き渡り、戦国の世をほう  
ふつとさせてくれました（上田城南・北やぐらで）



▼恒例の武者行列（写真上）、民踊流し（同中）もパレードに引き続いて行われ、  
小雨にもかかわらず見物客でにぎわいました（同下）

▲左から矢島商工会議所会頭、永  
野市長、松野市議会議長、ミス  
上田の北沢さん（駅前で）



▼カブスカウト隊もパレードに参加





# 8人が晴れの受章

政府は四月二十九日、平成元年春の叙勲と褒章をそれぞれ発表しました。

上田市では、次の八人の皆さんが晴れの受章に輝きました。

## ※勲四等瑞宝章

村山広道さん



村山さん  
(70歳・下之郷)

税務行政事務功労。三十三年間にわたり国税事務に精進されました。この間、所沢税務署長などの要職を歴任。税務行政の円滑な推進と国家財政の確保に貢献されました。

## ※勲五等双光旭日章

浜村謙一郎さん



浜村さん  
(70歳・新町)

金融業功労、警察管理運営功労。長年にわたり金融業務の経営を通じて中小企業の発展振興に貢献するとともに、県信用金庫協会副会長などの要職も歴任。

また、県公安委員として警察の管理運営にも尽力されました。

## ※勲五等双光旭日章

山極眞平さん



山極さん  
(73歳・大湯)

教育功労。四十二年間、教育一筋に精進され、松代・諏訪実業・丸子実業の各高校長を歴任。高等学校教育の基盤確立に尽力されました。また、退職後は上田市教育長として、上田市教育の進展にも貢献されました。

## ※勲五等瑞宝章

荒井三郎さん

鉄道業務功労。四十年間にわ



荒井さん  
(74歳・御所)

たり国鉄一筋に精進され、長野鉄道管理局運輸部長などの要職を歴任。運転事故の防止にすぐれた実績を残すなど、安全輸送の基盤確立に尽力されました。

## ※勲五等瑞宝章

滝沢 泉さん



滝沢さん  
(75歳・塩田新町)

学校保健功労。小・中学校の学校歯科医として、四十有余年の長きにわたり児童生徒のむし歯予防、保健増進に尽力。県歯科医師会理事、小県歯科医師会長などの要職も歴任されました。

## ※黄綬褒章

上野 裕さん



上野さん  
(65歳・新田)

長年にわたり管工事一筋に従事され、この間、県水道工事協

同組合連合会副会長などの要職を歴任。現在は県管工事設備工業協会副会長として、建設業の発展に尽力されています。

## ※黄綬褒章

久保忠夫さん

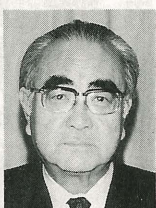


久保さん  
(61歳・川辺町)

食肉加工会社を経営する一方、日本食肉加工協会理事、日本ハムソーセージ工業厚生年金基金理事などの要職も務められ、食肉加工業団体の育成に貢献されました。

## ※藍綬褒章

沓掛信敏さん



沓掛さん  
(64歳・下塩尻)

長年にわたり酒造、酒類販売業界の指導的役割を果たすとともに、県卸売酒販組合理事長などの要職を歴任。また、上田商工会議所副会頭として商工業の発展に尽くされました。

### 合併処理浄化槽の設置

### 水利権者との

### 事前協議が必要

農業用水の汚れの約七〇％が家庭用雑排水によるものと言われており、今後はこれによる汚れを防止することが重要で、最近、し尿と家庭雑排水を併せて処理する小型合併処理浄化槽で、公共下水道処理施設と同等の性能をもつ高性能の製品が開発されました。

上田市では、公共下水道、農業集落排水事業実施区域外の水質浄化対策として、合併処理浄化槽の設置を進めるため自治会、水利権者の皆様と協議を進めてきました。このほど、浄化槽の設置手順について話し合いがまとまりましたので、今後は次の手順で設置してください。

- ①市土地改良課へ事前協議書を提出して、放流先の水利権者（放流自治会、土地改良区）の指導を受けてください。
- ②放流先自治会、土地改良区と事前協議を行ってください。
- ③事前協議が成立したときは設置者、放流先自治会、土地改



知事表彰

6人が

めでたく受章

県は四月二十六日、平成元年の知事表彰者を発表しました。

市内では、次の六人の皆さんが受章されました。

※甲田定男さん

(六十歳・五加)

産業功労。現在、塩田商工会

長、県商工会連合会理事などの

要職にあり、地域商工会の発展、

全県の商工会運営に努力されて

います。

※萩原忠彦さん

(七十四歳・久保林)

産業功労。県パン商工組合の

理事兼上小支部長として、県内

の技術水準を高めるなど製パン

業界の発展に尽力されました。

※小林信一さん

(六十歳・山口)

自治功労。市議会議員(十四

年十か月)を経て、現在は県議

会議員(二期目)として、二十

年以上にわたり地方自治の振興

に尽くされました。

※松久光子さん

(六十三歳・鷹匠町)

芸術文化功労。日本舞踊の発

展に寄与し、新しい郷土民謡の

創造と日本の伝統芸能の再興に

※尾和郡司さん

(七十五歳・大手町)

税務功労。関東信越税理士会

長、日本税理士会連合会副会長

などの要職を歴任し、税理士会

の発展に尽力されました。

※安藤美久さん

(七十一歳・塩田新町)

交通安全功労。現在も県交通

安全協会連合会副会長、上田交

通安全協会会長として、交通安全

活動に貢献されています。

# 心くばりをお隣りへ



## 昭和63年度 公害に関する苦情 84件でした

### 苦情の一位は騒音

昭和六十三年度に生活環境課で受け付けた公害に関する苦情は、八十四件でした。前年より四十五件も減少し、過去十四年間の最低を記録しました。

これは、よりよい環境への関心が高くなり、近隣への心づかいをする市民が増えたこと。一方では、事業所などが公害防止への努力をしてきた結果といえます。

### ●苦情の種類

最も多いのは騒音苦情の三十五件で全体の四二%を占めています。以下、大気汚染(二十二

件)、水質汚濁(十二件)、悪臭(十一件)の順となっています。

騒音では店外放送など外部スピーカーによるもの、大気汚染では木材、プラスチックの焼却(煙、すす、におい)など、ちよつとした心くばりをすれば解決できるケースが数多くありました。

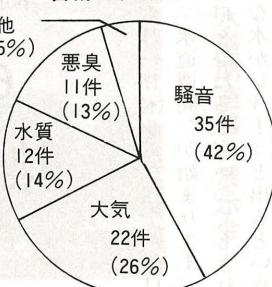
### ●被害の内容

うるさい、臭い、汚い——という感覚的、心理的な被害が相変わらず多く、全体の九〇%を占めています。

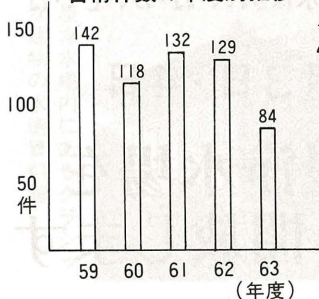
### 身の回りを再確認

最近の苦情は、製造事業所に

苦情の種類別分類



苦情件数の年度別推移



良区の三者で協定書を締結してください。

④協定締結後、設計概要書または設置届を市生活環境課へ提出してください。

●ご注意 事前協議については、各水利権者の日程にあわせて行いますので、十分な余裕をもって事前協議書を提出してください。事前協議書の詳細については土地改良課(内線1471)へお問い合わせください。



# 水道料金が

消費税の導入により



長池公園の「せせらぎ広場」で(本文とは直接関係ありません)

**計算例** 一般家庭で使用している口径13<sup>3</sup>/<sub>4</sub> 量水器の場合(2か月分)

①基本水量以下(0~16<sup>3</sup>/<sub>4</sub>)

$$1,220円 \times \frac{103}{100} \div 1,256円$$

※  
端数整理により1,255円

②17<sup>3</sup>/<sub>4</sub>以上60<sup>3</sup>/<sub>4</sub>以下(36<sup>3</sup>/<sub>4</sub>使用の場合)

$$3,320円 = 1,220円 + (36\frac{3}{4} - 16\frac{3}{4}) \times 105円$$

$$3,320円 \times \frac{103}{100} \div 3,419円$$

端数整理により3,415円

③61<sup>3</sup>/<sub>4</sub>以上100<sup>3</sup>/<sub>4</sub>以下(81<sup>3</sup>/<sub>4</sub>使用の場合)

$$8,381円 = 1,220円 + (60\frac{3}{4} - 16\frac{3}{4}) \times 105円 \\ + (81\frac{3}{4} - 60\frac{3}{4}) \times 121円$$

$$8,381円 \times \frac{103}{100} \div 8,632円$$

端数整理により8,630円

※端数整理の方法…端数(1円の位)は次により切り捨ててください。

端数が1,2,3,4→0円、6,7,8,9→5円に。

※量水器の口径が20<sup>3</sup>/<sub>4</sub>以上の場合、次ページの水道料金表を参考にしてください。

四月一日から消費税法が適用され、市水道料金も消費税の対象となります。料金の改定は、経過措置により、六月一日以降の検針分から適用となります。今回は、新料金の計算方法についてお知らせします。

計算方法は二月十六日、四月一日発行の「広報うえだ」でお知らせした料金表に100分の103を乗じて算出した額を端数整理したものが新料金となります。



6月1日~7日 水道週間

“水道の水はきれいね おいしいね”

6月3日・4日

染屋浄水場を  
開放します

六月一日(木)から、三十一回目の「水道週間」が始まります。蛇口をひねると、いつでもきれいな水がジャッと出るとい水道の利便性に慣れすぎています。いま、ぜひ水の大切さを見直し、水についての理解を深めたいものです。

市水道局では、六月三日(土)、四日(日)の二日間、染屋浄水場で次の行事を行います。ご家族でお出かけください。(時間は両日とも午前九時から午後四時まで)

■染屋浄水場を開放

▽家庭の水道の水が、どのようにしてきれいになっていくかわかります。沈澱池やろ過池が



口径13ミリ 水道料金早見表(2か月) 上段は新料金、( )内は旧料金

| 水 量            | 水道料金               | 水 量            | 水道料金               | 水 量            | 水道料金               | 水 量            | 水道料金               |
|----------------|--------------------|----------------|--------------------|----------------|--------------------|----------------|--------------------|
| m <sup>3</sup> |                    | m <sup>3</sup> |                    | m <sup>3</sup> |                    | m <sup>3</sup> |                    |
| 0<br>5<br>16   | 1,255円<br>(1,220円) | 17             | 1,360円<br>(1,325円) | 32             | 2,985円<br>(2,900円) | 47             | 4,605円<br>(4,475円) |
|                |                    | 18             | 1,470円<br>(1,430円) | 33             | 3,095円<br>(3,005円) | 48             | 4,715円<br>(4,580円) |
|                |                    | 19             | 1,580円<br>(1,535円) | 34             | 3,200円<br>(3,110円) | 49             | 4,825円<br>(4,685円) |
|                |                    | 20             | 1,685円<br>(1,640円) | 35             | 3,310円<br>(3,215円) | 50             | 4,930円<br>(4,790円) |
|                |                    | 21             | 1,795円<br>(1,745円) | 36             | 3,415円<br>(3,320円) | 51             | 5,040円<br>(4,895円) |
|                |                    | 22             | 1,905円<br>(1,850円) | 37             | 3,525円<br>(3,425円) | 52             | 5,150円<br>(5,000円) |
|                |                    | 23             | 2,010円<br>(1,955円) | 38             | 3,635円<br>(3,530円) | 53             | 5,255円<br>(5,105円) |
|                |                    | 24             | 2,120円<br>(2,060円) | 39             | 3,740円<br>(3,635円) | 54             | 5,365円<br>(5,210円) |
|                |                    | 25             | 2,225円<br>(2,165円) | 40             | 3,850円<br>(3,740円) | 55             | 5,470円<br>(5,315円) |
|                |                    | 26             | 2,335円<br>(2,270円) | 41             | 3,960円<br>(3,845円) | 56             | 5,580円<br>(5,420円) |
|                |                    | 27             | 2,445円<br>(2,375円) | 42             | 4,065円<br>(3,950円) | 57             | 5,690円<br>(5,525円) |
|                |                    | 28             | 2,550円<br>(2,480円) | 43             | 4,175円<br>(4,055円) | 58             | 5,795円<br>(5,630円) |
|                |                    | 29             | 2,660円<br>(2,585円) | 44             | 4,280円<br>(4,160円) | 59             | 5,905円<br>(5,735円) |
|                |                    | 30             | 2,770円<br>(2,690円) | 45             | 4,390円<br>(4,265円) | 60             | 6,015円<br>(5,840円) |
|                |                    | 31             | 2,875円<br>(2,795円) | 46             | 4,500円<br>(4,370円) | 61             | 6,135円<br>(5,960円) |

6月1日以降検針分から  
変わります

▷ 61m<sup>3</sup> ~ 100m<sup>3</sup> の料金計算方法

$$[(\text{使用水量} - 60\text{m}^3) \times 121\text{円} + 5,840\text{円}] \times \frac{103}{100}$$

▷ 101m<sup>3</sup> 以上の料金計算方法

$$[(\text{使用水量} - 100\text{m}^3) \times 133\text{円} + 10,680\text{円}] \times \frac{103}{100}$$

※ 上記で算出した額を端数整理してください。

上田市水道料金表(2か月)

| 量水器の<br>口 径 | 料<br>基本料金 | 金<br>水道料金                            |                              |
|-------------|-----------|--------------------------------------|------------------------------|
|             |           | 水 量                                  | 料 金<br>(1m <sup>3</sup> につき) |
| 13mm        | 1,220円    | 1m <sup>3</sup> ~ 16m <sup>3</sup>   | 0円                           |
| 20mm        | 2,480円    | 17m <sup>3</sup> ~ 60m <sup>3</sup>  | 105円                         |
| 25mm        | 3,560円    | 61m <sup>3</sup> ~ 100m <sup>3</sup> | 121円                         |
|             |           | 101m <sup>3</sup> ~                  | 133円                         |
| 30mm        | 6,520円    | 1m <sup>3</sup> ~ 60m <sup>3</sup>   | 105円                         |
| 40mm        | 9,960円    |                                      |                              |
| 50mm        | 17,240円   |                                      |                              |
| 75mm        | 37,380円   | 61m <sup>3</sup> ~ 100m <sup>3</sup> | 121円                         |
| 100mm       | 60,840円   |                                      |                              |
| 125mm       | 90,260円   | 101m <sup>3</sup> ~                  | 133円                         |
| 150mm       | 129,820円  |                                      |                              |

問い合わせ

上田市水道局

☎ 4100

内線 1853

料金は右料金表より  
算出した額に103/100を  
乗じて得た額となります

染屋浄水場内にあるクラシッ  
クな建物の水道資料館



■ 水道関連器具展示会

水道局の職員が、水道に関する「なんでも相談」に応じます。

■ 相談コーナー(無料)

上田市の水道ができたころ(大正十二年)から現在までの、水道の器具や貴重な写真などを展示してあります。

■ 水道資料館を開放

自由に見学できます。  
▽ 取水口から家庭まで水の流れが一目でわかる上水道集中監視制御設備をご案内します。



# ●第1種指定工事店（一般の給水工事）

| 工事店名          | 住 所        | 電 話    | 工事店名          | 住 所         | 電 話    |
|---------------|------------|--------|---------------|-------------|--------|
| ミヤジマ技研(株)     | 下之郷248     | 382004 | (有) 真 田 設 備   | 住吉689       | 220102 |
| 株 宮 下 組       | 踏入2-1-17   | 220271 | 上 野 管 工 (株)   | 諏訪形635-3    | 243290 |
| 資石井設備工業       | 天神2-3-12   | 220302 | 池田水道工務所       | 秋和387-1     | 247612 |
| (株) 工 藤 商 会   | 下之郷乙294-5  | 386956 | 長野プロパンガス(株)   | 富士山窪峠2412-6 | 388585 |
| (有) 田 丸 工 務 所 | 常磐城6-11-13 | 223412 | 本 州 管 工 (株)   | 蒼久保1543-4   | 351054 |
| 上 野 設 備 (株)   | 中央北2-1-20  | 228022 | (有) 中 村 商 会   | 天神1-6-6     | 251046 |
| (有) 大屋設備工業    | 大屋236-20   | 350217 | (株) 城南ガス設備    | 上田原435      | 225123 |
| (株) 昭和設備工業    | 中央2-22-16  | 243911 | (有) 小林設備工業所   | 本郷409       | 382400 |
| (株) 信 和       | 常磐城3-13-17 | 243310 | ユ ニ 設 備       | 秋和882-3     | 246593 |
| 唐 沢 設 備 工 業   | 上田2,028    | 273540 | 北 原 設 備 (株)   | 緑が丘2-6-21   | 241797 |
| トキワギ水道工事店     | 常磐城6-9-10  | 221343 | (有) 宮 林 設 備   | 本郷587-1     | 387177 |
| 中 央 設 備 工 業   | 常田2-22-32  | 222853 | 三 栄 工 業 (有)   | 中央東1-13     | 241256 |
| (有) 岩 瀬 設 備   | 林之郷331     | 223741 | ミヤガミ建設(株)     | 保野241-7     | 386519 |
| (株) 川 上 商 会   | 大手2-4-48   | 220858 | (株) ト ー ワ 管 工 | 住吉59-2      | 276249 |
| 山崎設備工業(有)     | 緑が丘3-17-9  | 275558 | 宮 島 設 備 (株)   | 本郷610-1     | 387474 |
| (有) 川 西 設 備   | 小泉849-1    | 243371 | (株) 信菱空調設備    | 下之条233-7    | 278722 |
| 春 原 建 設 (株)   | 住吉1,767    | 227018 | (有) 矢 沢 管 工   | 殿城1015-2    | 233699 |
| 日本ガス水道(株)     | 天神4-28-7   | 274434 |               |             |        |

水道の新設・増設は、上記水道指定工事店へ申し込んでください。指定工事店以外は工事ではできません。修繕の依頼も水道局が指定工事店へ申し込んでください。

# ●第2種指定工事店（水道と器具との接続工事）

| 工事店名        | 住 所        | 電 話    | 工事店名          | 住 所       | 電 話    |
|-------------|------------|--------|---------------|-----------|--------|
| 上 田 ガ ス (株) | 天神4-29-3   | 220454 | マ キ ノ 商 会     | 中央4-18-38 | 232720 |
| 宮 尾 商 店     | 緑が丘1-22-27 | 221258 | 西 沢 設 備       | 上室賀1607-1 | 313756 |
| 長 崎 商 店     | 国分522-1    | 232950 | (有) 青 島 タ イ ル | 御所356-5   | 246651 |
| (株) 千 野 商 店 | 中央6-16-8   | 273133 | 山 本 電 気 商 会   | 別所温泉178   | 382123 |
| 堀 内 商 店     | 中央西1-6-14  | 222613 | (有) 黒 沢 工 務 所 | 本郷1267-4  | 382159 |
| (株) 武 重 商 会 | 天神4-23-16  | 228456 | 小 出 正 憲       | 中野434     | 383296 |
| サンリン(株)上田支店 | 林之郷568     | 253030 | 木 島 電 器       | 住吉290-6   | 241340 |
| 中央工機産業(株)   | 中央2-16-10  | 228600 | 増 田 正 文       | 中央2-7-23  | 220022 |
| 上田市農業協同組合   | 大手2-7-10   | 248500 |               |           |        |

ご家庭の電気温水器、ガス湯沸器、太陽熱温水器などを取り付ける場合、水道と器具との接続工事は、市の指定工事店でないとできませんので、上記の第1種、第2種工事店へ申し込んでください。

（指定期間はいずれも4月1日から2年間）

しっかりね

使用開始・休止などの

届け出

## ■水道の使用開始

引越してきて水道を使い始めるときなどは、使用する二日前までに玄関近くにつけてある荷札（「使用中止中」）のお客様番号、または前使用者の氏名を調べてからお届けください。

## ■水道の使用休止

転出などで使用を止めたいときは、二日前までに、お客様番号、または前使用者の氏名を調べてからお届けください。

## ■名義変更・廃止

印鑑持参のうえ、水道局窓口で手続きをしてください。

※使用休止、変更、廃止ともに届け出の時点で水道料金の精算をします。届け出がされていないと料金は以前の使用者に請求されますので、ご注意ください。

●問い合わせ 水道局業務課（内線1854・1855）



消費税を6月検針分から

# 下水道使用料金を 改定

します



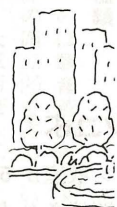
消費税法の適用により、上田市の下水道使用料金も消費税の対象となり、水道料金と同じく六月一日以降の検針分から消費税をいただくこととなります。

新料金は、現行の使用料金に消費税分を含む一〇〇分の一〇三を乗じて得た額で一円未満を切り捨てた額となります。

上田市の下水道は建設途上であり、下水道施設を維持管理していくには多くの経費を必要としています。使用料だけでは賄うことができず、不足額は一般市費をもって補ってんしています。この不足額は年々増加しており、現行使用料のままで消費税分まで賄うことは更に一般市費の補てんが増えることになり、下水道は受益者が特定されていることから税負担の公平を欠くこととなりますので改定することになりました。

厳しい下水道財政の現状をご理解いただき、使用者の皆さんのご協力をお願いします。

●問い合わせ 下水道課（内線 1533・1534）



下水道使用料金早見表(2か月)……消費税を含む

(単位:円)

| 一の位<br>十の位         | 0 m <sup>3</sup> | 1 m <sup>3</sup> | 2 m <sup>3</sup> | 3 m <sup>3</sup> | 4 m <sup>3</sup> | 5 m <sup>3</sup> | 6 m <sup>3</sup> | 7 m <sup>3</sup> | 8 m <sup>3</sup> | 9 m <sup>3</sup> |
|--------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 0 m <sup>3</sup>   | 1,030            | 1,030            | 1,030            | 1,030            | 1,030            | 1,030            | 1,030            | 1,030            | 1,030            | 1,030            |
| 10 m <sup>3</sup>  | 1,030            | 1,030            | 1,030            | 1,030            | 1,030            | 1,030            | 1,030            | 1,102            | 1,174            | 1,246            |
| 20 m <sup>3</sup>  | 1,318            | 1,390            | 1,462            | 1,534            | 1,606            | 1,678            | 1,751            | 1,823            | 1,895            | 1,967            |
| 30 m <sup>3</sup>  | 2,039            | 2,111            | 2,183            | 2,255            | 2,327            | 2,399            | 2,472            | 2,544            | 2,616            | 2,688            |
| 40 m <sup>3</sup>  | 2,760            | 2,832            | 2,904            | 2,976            | 3,048            | 3,120            | 3,193            | 3,265            | 3,337            | 3,409            |
| 50 m <sup>3</sup>  | 3,481            | 3,553            | 3,625            | 3,697            | 3,769            | 3,841            | 3,914            | 3,986            | 4,058            | 4,130            |
| 60 m <sup>3</sup>  | 4,202            | 4,284            | 4,367            | 4,449            | 4,532            | 4,614            | 4,696            | 4,779            | 4,861            | 4,944            |
| 70 m <sup>3</sup>  | 5,026            | 5,108            | 5,191            | 5,273            | 5,356            | 5,438            | 5,520            | 5,603            | 5,685            | 5,768            |
| 80 m <sup>3</sup>  | 5,850            | 5,932            | 6,015            | 6,097            | 6,180            | 6,262            | 6,344            | 6,427            | 6,509            | 6,592            |
| 90 m <sup>3</sup>  | 6,674            | 6,756            | 6,839            | 6,921            | 7,004            | 7,086            | 7,168            | 7,251            | 7,333            | 7,416            |
| 100 m <sup>3</sup> | 7,498            |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |

下水道使用料簡易計算式(2か月) (円未満切捨て)

- \* 0 ~ 16 m<sup>3</sup>の使用者 1,030
- \* 17 ~ 60 m<sup>3</sup>の使用者 (70×使用水量-120) ×103/100
- \* 61 ~ 100 m<sup>3</sup>の使用者 (80×使用水量-720) ×103/100
- \* 101 ~ 200 m<sup>3</sup>の使用者 (85×使用水量-1,220) ×103/100
- \* 201 ~ 600 m<sup>3</sup>の使用者 (90×使用水量-2,220) ×103/100
- \* 601 ~ 1,000 m<sup>3</sup>の使用者 (95×使用水量-5,220) ×103/100
- \* 1,001 m<sup>3</sup> ~ の使用者 (100×使用水量-10,220) ×103/100

<計算例>

使用水量が2か月で40 m<sup>3</sup>の場合の使用料

$$(70円 \times 40 m^3 - 120円) \times 103 / 100 = 2,760円$$



# 喜びいっぱい

'89ミス上田決まる

「上田真田まつり」初日の4月22日、市民会館でミス上田コンテストが行われました。参加した45人の中から、ミス上田・小松姫に北沢美雪さん（23歳・大屋＝写真中央）、ミス上田に峰村智恵さん（20歳・下之郷＝同左）と高橋里江さん（20歳・青木村＝同右）が選ばれました。



## 落書きもOKだよ…こどもまつり

第18回「こどもまつり」が5月5日、上田公園一帯で開かれました。公園内にはミニSL、魚つかみどり、もちつき大会、落書きコーナー（＝写真）など26の催し物があり、まさにチビッコ天国。好天にも恵まれ、大勢の家族連れが訪れました。

## このキーはスラッシュよ

上田創造館初心者パソコン教室が5月3日から3日間、同館で開催されました。小学生20人が参加。それぞれ、講師から手ほどきを受けながら、しきりにキーボードをたたいていました。



家族で話し合おう

## 交通安全

大人が子どもの

お手本に

今、保育園や幼稚園では、交通安全教室が盛んに開かれており、交通安全の基本の大切さを中心に教えています。例えば、道路の横断は「右を見て、左を見て、もう一度右を見て、車が来ないことを確かめ、手を挙げて渡る」という行動ができることを安全教育の第一歩として徹底させています。

子どもたちは、教えられたことをすぐ実行しますが、大人はどうでしょうか。交通ルールやマナーは知っていても、なかなか行動に移すことは困難のようです。大人は子どものお手本となるよう、交通安全について考え、行動していただきたいと思っています。

## 工業統計調査の

ポスターを募集

▽規格 ①縦五九cm×横四二





第27回

## 昭和30年代の 千曲川の流れ



▲川の流れ、水量は現在とは対象的で興味深い  
▲中央を流れる現在

流れが急で

水量は今の倍



提供者  
丸山 繁十さん  
(63歳・南天神明町)

千曲川の景観もだいぶ変わってしまいましたね。古い写真は約三十年前に諏訪形方面から撮ったものです。対岸には、製糸工場の倉庫も見えます。  
現在の流れは、ほぼ中央を平均して流れていますが、昔はかなり蛇行していたんです。水量も二倍はあったでしょう。場所

によつては、足もつかないほど深いところがあり、危険でした。わたしたち釣り仲間が「大滝」と呼んでいたところもそう。ここは市の泉町水源より少し下流の一带。流れも急で、波も荒かったのだから呼んだのでしよう。ここは、泳ぎが上達した者でないと無理。確か「五条岩」という大きな一枚岩があり、そこでよく甲羅干しをしている人たちがよく見かけました。その少し下流の「小滝」は子どもたちの格好の遊び場。泳いだり、魚をとったり…。なつかしいですね。



## 上田市70年の写真展

市制70周年を記念して「写真に見る上田市70年の歩み展」が、4月22日から5月7日まで市民会館で開かれました。会場には、上田市が誕生した大正8年から平成元年1月までの歴史的な写真約200点が展示され、訪れた市民の関心と呼んでいました。



## バランスがむずかしい!?

先月29日、自然運動公園のバンバーボート場（流水プール）がオープン。連休中は、家族連れや友だち同志で楽しむ姿が目立ちました。最初はまっすぐに進まなかったり、バランスがとれなかったり…。5月28日(日)までの土・日曜日、祝日が利用できます。

cm (縦長使用、日本工業規格 A 2) ②色は四色以内 ③図案には「通商産業省、工業統計調査、平成元年12月31日」を必ず入れる ④写真は使用しない ⑤ポスター裏面に住所、氏名、職業(学生は学校名と学年)を明記 ▼応募期限 六月三十日(金)まで ▼応募先 〒380長野市大字南長野六九二―二 長野県総務部情報統計課 ▼発表 八月末までに本人に通知します。▼問い合わせ 市企画課(内線12225)



# 市民ガイド

市役所の代表電話 ☎(22) 4100

## 地区別 「市長と語る会」を 開催します

市では「市長と語る会」を開催していますが、今回は次の地区です。(城下地区、別所温泉地区、川西地区の日程は、次号の広報でお知らせします)

| と き      | と こ ろ  | 対 象 地 区 |
|----------|--------|---------|
| 5月24日(水) | 西部公民館  | 西部地区    |
| 5月26日(金) | 鷹匠町公会堂 | 南部地区    |
| 5月30日(火) | 上田創造館  | 川辺・泉田地区 |
| 5月31日(水) | 海野町会館  | 中央地区    |
| 6月5日(月)  | 上房山公会堂 | 北部地区    |

※時間は、いずれも午後7時30分～9時30分です。

## 所得証明書など 6月1日から発行

平成元年度(昭和六十三年分)の「所得証明」「税額証明」の発行は、六月一日から行います。

▽申請方法 印鑑をお持ちになり、本人または同居の親族のかたがおいでください。代理人の場合は、本人自筆の代理人選任届書(窓口に用意してあります)、または委任状と代理人の印鑑をお持ちください。▽手数料 一種一件 二百円 ▽問い合わせ 市民税課(内線1281)

## 交通災害共済に 加入しましょう

五月中は、自治会、学校、園で交通災害共済の申し込みを取りまとめられています。自治会などで申し込まれなかったかたは、市民課までどうぞ。

▽会費 一般：一人四百円、団体：一人三百円(保育園・幼稚園の園児、小・中学校の生徒)▽無料になる人 ①生活保護を受けている人 ②身体障害者(一・二・三級) ③療育手帳をお持ちの人 ④交通・災害遺児 ⑤七十歳以上

以上の人(大正八年五月三十一日以前に生まれた人) ▽問い合わせ 市民課(内線1358)

## 家庭用計量器を 無料診断します

六月七日は計量記念日です。市では、この記念日にちなんで家庭用計量器の無料精度診断を左表の日程で行います。

▽対象計量器 体温計、血圧計(デジタル式を除く)、ヘルスメーター、キッチンスケール ▽問い合わせ 商工課(内線1405)

## 家庭用計量器検査日程表

| 月 日      | 午 前<br>(会場・時間)         | 午 後<br>(会場・時間)        |
|----------|------------------------|-----------------------|
| 5月29日(月) | 南天神町公会堂<br>9:00～11:30  | 鈴子公民館<br>1:30～3:00    |
| 5月30日(火) | 点字図書館<br>〃             | 塩田公民館<br>〃            |
| 5月31日(水) | 西部公民館<br>〃             | 西塩田会館<br>〃            |
| 6月1日(木)  | 中村自治会館<br>〃            | 相染閣<br>〃              |
| 6月2日(金)  | 川辺町会館<br>〃             | 川西公民館<br>〃            |
| 6月5日(月)  | 塩尻地区公民館<br>〃           | 大屋公会堂<br>〃            |
| 6月6日(火)  | 農村環境改善センター<br>〃        | 上野が丘公民館<br>〃          |
| 6月7日(水)  | 市役所計量検査室<br>9:00～12:00 | 市役所計量検査室<br>1:00～3:00 |
| 6月8日(木)  | 市役所計量検査室<br>〃          | 市役所計量検査室<br>〃         |
| 6月9日(金)  | 市役所計量検査室<br>〃          | 市役所計量計算室<br>〃         |

※市役所計量検査室は西庁舎1階です。

## 今月の納税

軽自動車税……………全 期

納期限は5月31日(水)です。

よろしくお願いします。

●収税課(内線1304)

## 6月の相談日

- 農地問題相談 ▽とき 6月1日(水)午前8時30分～午後5時
- ▽ところ 農業委員会
- 日常生活の法律相談(予約制) ▽とき 6月9日(金)・23日(金)いずれも午後1時30分～3時30分
- ▽ところ 本庁舎3階 ▽予約 先 生活環境課(内線1388)
- 土地・建物の法律相談 ▽とき 6月8日(木)午後1時～4時
- ▽ところ 西庁舎2階
- 行政相談 ▽とき 6月12日(月)午前10時～午後3時 ▽ところ 上田西武(3階) ▽内容 行政に対する苦情、要望



**県建築士会第39回通常総会**

▷とき 5月26日(金)午後12時15分～ ▷ところ 文化会館ホール ▷内容 通常総会の前に、切り絵作家・柳沢京子さんの記念講演「ローカルの誇り」があります。市民の皆さんもどうぞ。

**半田淳子琵琶の世界**

▷とき 5月28日(日)午後2時～ ▷ところ 文化会館ホール ▷入場料 1,000円(前売券800円)。チケットは中央公民館にあります。▷内容 上田市出身の日本を代表する琵琶奏者による演奏会

**ながの陶芸展'89**

▷とき 6月1日(木)～同25日(日) ▷ところ 上田創造館美術館 ▷内容 県下の陶芸家56名による陶芸美術展。出品点数は132点。(入場無料)

**さつき大展示会**

▷とき 6月2日(金)～7日(水) ▷ところ 勤労者体育センター ▷内容 市内さつき愛好者の出品によるさつき展示会。(入場無料) ▷出品募集 一般からの出品も5月25日(木)まで受け付けています。詳しくは上田さつき会(☎221081)へ。

県外就職者の

**I(愛・私)ターン**

**相談室を開設**

Iターンとは①長野県出身者で、県外で就職・居住しているが、ふるさとへ帰って就職したいかた②長野県出身者ではないが、長野県を心のふるさととして愛し、就職・永住したいと希望するかた③Iの字のようになつて長野県へ来てほしいという願いを込めて名づけたものです。

県では、東京と名古屋にIタ

ーン相談室を開設しました。

**長野県Iターン相談室**

▽場所 ①東京事務所(東京都千代田区丸の内一―八一三国際観光会館4F、☎03(211)1335)②名古屋事務所(名古屋市中区栄四―一―一―中日ビル4F、☎052(262)4667)▽業務内容 県内産業及び企業情報の提供、県内企業からの求人情報などの提供、Iターン希望者に対する相談など

▽相談時間 ①平日：午前九時～午後五時(月曜日は

情報提供のみ)②土曜日：午前九時～正午▽休日 日曜日、祝日、第二・四土曜日

**勤労青少年ホーム**

**教養講座にご参加を**

▽講座内容 下表のとおり

▽対象者 市内に在住か、市内事業所に勤務する二十九歳までのかた▽申込方法 五月二十二日(日)から同三十一日(水)までに勤労青少年ホーム(消防本部前)へ来館して申し込む。▽受付時間 午後十二時三十分から同九

**勤労青少年ホーム教養講座(6月～8月)**

| 曜日 | 講座名           | 期間              | 定員  |
|----|---------------|-----------------|-----|
| 月  | トラベル英会話       | 6/5～8/28<br>12回 | 20人 |
| 火  | コサージュ・ブーケデザイン | 6/6～8/29<br>12回 | 20人 |
| 木  | 実用ペン習字        | 6/8～8/31<br>12回 | 20人 |
| 木  | 実習・調理の基本      | 6/8～8/31<br>12回 | 18人 |
| 金  | レザー・クラフト      | 6/9～8/25<br>12回 | 20人 |

※時間は午後6時30分～8時30分(英会話のみ午後7時～8時)

時。日曜日は休館。▽費用 受講料(二千六十円)のほか、各講座ともテキスト代、材料費が必要▽問い合わせ 勤労青少年ホーム(☎227117)

**市営住宅の**

**補充入居者を募集**

▽募集団地 市営住宅全般▽家賃 三千円から三万一千五百円▽入居資格 市内に居住し、または勤務先を有する人(収入など入居基準あり)▽受付期間 六月一日(木)から同十四日(水)▽申込先 管理課住宅係(内線1505)

**不用品登録情報**

■ゆずります

▽ベビラック 無料

▽五月人形 無料

▽子ども用自転車 無料、千円

▽女子用自転車 五千円

▽イオン水製造器 無料

▽網戸(四枚)一枚千円

▽ウインドファン 三千円

▽セミダブルベッド 一万円

▽学習机(男子) 千円

▽スケート靴(22センチ) 無料

▽エレクトーン 一万円

▽テレビ(19センチ) 一万円

■ゆずってください

▽ベビーベッド ▽ベビーカー

▽ベビーたんす ▽おおいひも

▽子ども服(男子三、四歳、女子三、四歳、女子三、四歳)

▽洗濯機 ▽カラートレビ

▽電気ミシン ▽二段ベッド

▽シングルベッド ▽弓矢

▽ドラムセット

▽都市ガス用コンロ

▽婦人用自転車

▽一輪車(スポーツ用)

▽げた箱 ▽座卓

▽バイク(50cc)

●問い合わせ 生活環境課(内線1390)



## ●6月の乳幼児健康診査

**受付時間** いずれも午後1時～2時。

**持ち物** 母子健康手帳、バスタオル(4・10か月児)、歯ブラシ(1歳6か月児)。1歳6か月児は、赤ちゃん手帳の中にある健康診査票に記入してお持ちください。3歳児の健康診査票は、様式が変更しましたので、健診日に会場で記入していただきます。

### 上田市保健センター(市役所南庁舎2階)

| 健 診      | 実施日   | 対 象 児             |
|----------|-------|-------------------|
| 4 か 月 児  | 6月1日  | 元年1月16日～1月31日生    |
|          | 6月20日 | 元年2月1日～2月15日生     |
| 10 か 月 児 | 6月14日 | 63年7月16日～7月31日生   |
|          | 6月30日 | 63年8月1日～8月15日生    |
| 1歳6か月児   | 6月7日  | 62年11月16日～11月30日生 |
|          | 6月28日 | 62年12月1日～12月15日生  |
| 3 歳 児    | 6月2日  | 61年5月1日～5月15日生    |
|          | 6月16日 | 61年5月16日～5月31日生   |

### 塩田母子健康センター(塩田地区)

|          |       |                 |
|----------|-------|-----------------|
| 4 か 月 児  | 6月9日  | 元年1月16日～2月15日生  |
| 10 か 月 児 |       | 63年7月16日～8月15日生 |
| 3 歳 児    | 6月23日 | 61年4月1日～5月31日生  |

### 川西社会福祉センター(川西地区)

|          |       |                    |
|----------|-------|--------------------|
| 4 か 月 児  | 6月13日 | 元年1月16日～2月15日生     |
| 10 か 月 児 |       | 63年7月16日～8月15日生    |
| 1歳6か月児   |       | 62年11月16日～12月15日生  |
| 3 歳 児    | 6月5日  | 60年12月1日～61年5月31日生 |

## ●日本脳炎予防接種

▷対象 ①初回＝昭和60年4月～61年3月までに生まれた幼児②追加＝昭和59年4月～60年3月までに生まれ、昨年初回として1回または2回接種してある幼児③これ以前に生まれ、初回、追加が完了していない幼児 ▷接種方法 初回として、1～2週間隔で2回接種。さらにおおむね1年後

に追加1回接種 ▷接種時間 各会場とも午後1時30分から2時30分 ▷持ち物 母子健康手帳、問診票(赤ちゃん手帳の中にあります。会場にも用意) ▷注意 ①赤ちゃん手帳の、接種前後の注意事項をお読みください。②5月にポリオ、MMR予防接種を受けたお子さんは、1か月間は他の予防接種が受けられません。また、7月にツベルクリン反応検査・BCG接種を受けるお子さんは、日本脳炎予防接種を受けて2週間以上経過してから接種を。

### 日本脳炎予防接種日程表

| 会 場 名               | 接種日      |          | 対 象 地 区                                                                            |
|---------------------|----------|----------|------------------------------------------------------------------------------------|
|                     | 1回       | 2回       |                                                                                    |
| 上野が丘公民館             | 6月7日(水)  | 6月20日(火) | 神科の一部(畑山・伊勢山・富士見台・神科新屋・野竹・西野竹・笹井・川原)                                               |
| 川西社会福祉センター          |          |          | 川 西                                                                                |
| 上田市保健センター(市役所南庁舎2階) | 6月8日(木)  | 6月21日(水) | 北部(上川原柳町・下川原柳町・愛宕町・上鍛冶町・鍛冶町・上房山・下房山・柳町・新田・上紺屋町)                                    |
| 塩尻地区公民館             |          |          | 塩尻(秋和・上塩尻・下塩尻)                                                                     |
| 塩田母子健康センター          |          |          | 中塩田                                                                                |
| 上田市保健センター(市役所南庁舎2階) | 6月9日(金)  | 6月22日(木) | 中央(横町・海野町・原町・袋町・馬場町・田町・丸堀町・木町・北大手)西部(下紺屋町・鎌原・西脇・新町・諏訪部・生塚・常盤町・緑が丘・新屋・緑が丘北・緑が丘西・城北) |
| 川 辺 町 会 館           |          |          | 川辺の一部(上田原・川辺町・下之条)                                                                 |
| 神川地区公民館             |          |          | 神川の一部(大屋・岩下・下青木・みすず台南・みすず台北)                                                       |
| 上田市保健センター(市役所南庁舎2階) | 6月13日(火) | 6月27日(火) | 東部(踏入・泉町・上常田・中常田・下常田・北常田・材木町・常入)南部(南天神町・泉平・北天神町・松尾町・鷹匠町・本町・末広町・大手町)                |
| 三好町会館               |          |          | 城 下                                                                                |
| 塩田母子健康センター          |          |          | 東塩田・西塩田・別所                                                                         |
| 上野が丘公民館             | 6月14日(水) | 6月28日(水) | 神科の一部(岩門・染屋・蛇沢・金井・山口・大久保・長島・金剛寺)                                                   |
| 農村環境改善センター          |          |          | 豊 殿                                                                                |
| 川 辺 町 会 館           | 6月16日(金) | 6月29日(木) | 川辺・泉田の一部(倉升・神畑・築地・東築地・半過・福田・吉田)                                                    |
| 神川地区公民館             |          |          | 神川の一部(上青木・梅が丘・久保林・黒坪・上沢・国分・下堀・上堀)                                                  |

※駐車場が狭いため、車での来庁はなるべくご遠慮ください。

## 各種がん検診 受診者を追加募集

四月一日付けで自治会を通じて配布した「各種がん検診のお知らせ」で受診者を募集しましたが、まだ人員に若干余裕がありますので追加募集します。

▽内容 胃集団検診、乳房集団検診、大腸検診 ▽申し込み 電話かほかで保健予防課(〒386 上田市大手1-1-1 一六、内線1374)までどうぞ。住所、自治会名、世帯主、電話番号、申込者名、希望検診名をお知らせください。▽締め切り 五月三十一日(水)

## 上田保健所 健康増進クリニックを 行います

▽とき 五月二十五日(木)午前八時四十五分～午後三時 ▽ところ 上田保健所(合同庁舎) ▽対象 おおむね六十歳未満 ▽内容 ①健康度測定 ②休養・栄養診断 ③十五分歩行など ▽定員 二十人 ▽料金 四千六百二十円 ▽申し込み 五月十八日(木)までに上田保健所(☎231260 内線235)へ